

令和3年度第4回
多摩市国民健康保険運営協議会

令和3年11月25日(木)午後1時30分
多摩市役所東庁舎会議室

1.開催日 令和3年11月25日(木)

2.会場 多摩市役所東庁舎会議室

3.出席者

被保険者代表委員 大井幸夫、齊藤順子、津布久光男、菱田達雄

保険医・薬剤師代表委員 浅井英夫

公益代表委員 若林佳史、下井直毅、伊藤 拳

被用者保険代表委員 川又久義、原 千秋

事務局 保健医療政策担当部長 伊藤重夫
保険年金課長 松下恵二
保険税担当 浅利守道
保険税担当 宇都宮久美子
国保担当 坂本全史
国保担当 高橋麻智子
国保担当 星野広輝

午後1時30分 開会

○下井会長 では、時間になりましたので、第4回多摩市国民健康保険運営協議会を開催したいと思います。

皆様、こんにちは。お久しぶりの対面ということで、お忙しいところ、皆様、ありがとうございます。

それでは、開会に先立ちまして、傍聴を希望される方はいらっしゃいますか。

○坂本国保担当 本日はおられません。

○下井会長 どうもありがとうございます。

それでは、出席状況報告を事務局、お願いいたします。

○坂本国保担当 舟木委員、寺田委員、橋本委員から欠席の連絡が入っております。津布久委員、佐々部委員、遅れる旨の連絡が入っております。

以上です。

○下井会長 どうもありがとうございます。

本日の議事録署名委員は、川又委員と若林委員でお願いいたします。

では、配付資料の確認をしたいと思います。事務局のほうで机上配付物、お願いいたします。

○坂本国保担当 では、確認させていただきます。まずは次第、それと資料1です。ホチキス留め2枚になっています。納付金と標準保険料率の仮算定結果です。次が資料2です。令和4年度の仮算定結果（主な増要因）、A4判になります。次が資料3、国民健康保険の状況です。A4判1枚です。資料4、納付金等の推移、A4判1枚です。そして資料5、指針です。概要版、A3の2つ折りになっています。

その他、黄色い表紙の「多摩市の国保」がございますが、これはお持ち帰りになって見ていただければと思います。

以上になります。

○下井会長 どうもありがとうございます。

お手元がない資料とかはございますでしょうか。大丈夫でしょうか。

では、本日の予定につきまして、事務局のほうで御説明をお願いいたします。

○松下保険年金課長 まず初めに、令和3年4月1日から委嘱させていただきました新委員の方に委嘱状の交付をさせていただきます。その後、資料に基づきまして報告事項の御説

明をさせていただきたいと思います。

○下井会長 どうもありがとうございます。それでは、初めに新しい委員、原委員への委嘱状の交付をお願いいたします。

○伊藤保健医療政策担当部長 本来であれば、市長のほうからお渡しさせていただくところ、公務の関係で私が代わりにお渡しさせていただきたいと思います。

(委嘱状交付)

○伊藤保健医療政策担当部長 多摩市辞令。原千秋様。多摩市国民健康保険運営協議会委員を委嘱する。任期、令和3年4月1日から令和4年6月30日まで。令和3年4月1日。多摩市長、阿部裕行。よろしくをお願いいたします。

○原委員 ありがとうございます。承りました。よろしくをお願いいたします。

○下井会長 どうもありがとうございます。

もう一人、舟木素子委員もいらっしゃるのですが、本日は欠席のため、後日交付ということで、市長に代わって伊藤部長より委嘱状交付ということになるかと思えます。

では、新委員の原委員より何か御挨拶をいただけますでしょうか。

○原委員 皆さん、こんにちは。私は、JUKI株式会社の中にございますJUKI健康保険組合の原千秋と申します。健康保険組合に着任したのは2年前で、まだまだ勉強不足で、知識が浅いかと思いますが、皆さんのお知恵をお借りして、自分の知識の習得に努めたいと思います。これから任期、頑張りますので、よろしくをお願いいたします。

○下井会長 よろしくをお願いいたします。どうもありがとうございます。

それでは、報告事項に入っていきたいと思います。

○松下保険年金課長 すみません。報告事項の前に、令和3年4月1日付で事務局の人事異動がございまして、これまで保険税担当主査で赤壁という職員がお世話になっていたのですが、3月31日付で定年退職ということで、他の部署に異動しております。後任には宇都宮という者が着任しておりますので、紹介させていただきます。

○下井会長 お願いいたします。

○宇都宮保険税担当 4月1日よりお世話になっております宇都宮と申します。よろしくお願ひします。

○松下保険年金課長 どうぞよろしくをお願いいたします。

○下井会長 どうもありがとうございます。

それでは、報告事項に入りたいと思います。

○松下保険年金課長 では、資料のほうを御覧いただきたいと思います。まず資料1、こちらは先日示されました令和4年度の国保事業費納付金、それから標準保険料率の仮算定結果になっております。こちらのほうをまず御説明させていただきます。

まず、上段の1人当たり納付金及び標準保険料率等でございますが、1人当たり納付金額、令和4年度仮算定が18万1,978円、令和3年度本算定が16万4,744円となっておりまして、多摩市は対前年度比10.5%の増となっております。東京都平均は19万5,612円、対前年度比8.8%の増となっております。

1人当たり保険料額でございますが、16万4,820円、令和3年度本算定が15万1,656円ということで、対前年度比8.7%の増。東京都平均が17万2,155円、対前年度比9.4%の増となっております。

標準保険料率につきましては、所得割が12.76%、対前年度比7.3%、東京都平均が12.54%、対前年度比8.1%の増。均等割が7万8,461円、令和3年度が7万3,160円ということで、対前年度比7.2%の増、東京都平均が7万7,052円、対前年度比7.8%の増となっております。

中段は、国保事業費納付金と激変緩和等でございます。まず激変緩和前の納付金総額が46億5,804万円、令和3年度が44億3,601万9,000円となっておりまして、対前年度比5.0%の増、東京都全体といたしましては4,451億1,593万5,000円、対前年度比6%の増となっております。

激変緩和でございますが、今年度は7,628万8,000円、対前年度比4,890万5,000円の減となっております。多摩市が39.1%の減、東京都全体では17.1%の減となっております。

都独自の財政支援でございますが、昨年度はつかなかったのですが、令和4年度に関しましては392万3,000円、東京都全体といたしましては3億8,000万円、東京都の独自支援が入っているという形になっております。

激変緩和後の納付金額でございますが、45億7,782万9,000円、令和3年度本算定が43億1,082万6,000円、対前年度比6.2%の増、東京都の仮算定結果が4,428億5,630万8,000円、対前年度比6%の増となっております。

賦課すべき保険料必要額でございますが、42億1,102万8,000円、令和3年度の本算定が39億7,158万6,000円、対前年度比6%の増、東京都全体としては3,905億7,560万円、対前年度比7.4%の増となっております。

2枚目は標準保険料率、こちらは医療、後期、介護とそれぞれ細かく示させていただいたものと、現行の保険税率を掲載させていただいております。

次に、資料2を御覧いただきたいと思っております。こちらは、仮算定結果の主な増要因でございますけれども、項番3の納付金額増加の主な要因ということで、1つ目といたしまして、保険給付費の増ということになっております。1人当たり医療費、令和4年度の推計が35万3,787円、令和元年度実績の32万6,037円から8.5%の増という形で東京都のほうで推計してございます。

それから2番目といたしましては、介護納付金の増ということで、1人当たり介護負担金が8万3,985円、対前年度比4.7%の増。

それから3つ目といたしまして、激変緩和措置額の減ということで、昨年度から比べて4,890万5,000円減となっている状況です。

4つ目、こちらは令和2年度決算剰余金の活用方法ですが、決算剰余金につきましては、これまで翌々年度の国保事業費納付金算定の際に減算するというところで、そちらのほうに活用されておりましたけれども、令和2年度決算剰余金につきましては今年度令和3年度予算に充当するというところで、こちらのほうは活用されないという形に今はなっております。令和3年度ですと約79億円が納付金算定から減算されていたのですが、令和4年度の算定に当たっては約144億円が減算には活用されず、令和3年度の事業費に充当されるという予定になっております。こちらが主な増要因となっております。

次に、資料3を御覧いただきたいと思っております。こちらは、多摩市国民健康保険の状況というところなんですけれども、項番3、こちらは1人当たり総所得金額推移ということで。昨年からは新型コロナの影響が個人所得にどのような影響を与えるのかというところが一つポイントになっていたのですが、こちらは令和元年度ですので、平成30年中の所得という形になります。こちらは100万7,528円。令和2年度の本算定に当たってはこちらが104万1,231円、対前年度比3.35%の増。令和3年度、これは令和2年中の所得になりますが、106万6,519円で、対前年度比2.43%増という形になっております。

次に、4番の新型コロナウイルス感染症の影響による保険税減免の状況ということで。令和2年度から対前年で30%以上減収する見込みがある世帯につきましては、保険税減免をしているところでございますが、令和2年度につきましては決定件数360件、国保世帯に占める割合といたしましては1.59%。今年度も引き続き同じ支給要件で実施しておりますけれども、11月現在で決定件数が82件、国保世帯に占める割合といたしましては

0.37%という状況になっております。先ほど御説明いたしました所得金額の推移、それからこの新型コロナウイルス感染症の影響による保険税減免の状況を見ますと、新型コロナウイルス感染症の影響というのはごく一部の限られたところに現れているのかなど、国保全体としてはあまり影響が出ていないというようなことが数字では読み取れることかと思えます。

次に、5番の法定外繰入の推計でございますが、来年度、指針に基づく4%の改定をした場合、法定外繰入は11億2,844万6,000円、改定を見送った場合には12億3,706万2,000円と、約1億861万6,000円ほど法定外繰入が膨らむという形になっております。

次に、資料4を御覧いただきたいと思えます。こちらは、平成30年度から国保の制度改革によりまして都道府県化されたのですけれども、平成30年度から令和4年度までの仮算定の結果、国保事業費納付金、それから1人当たり納付金額、1人当たり保険料額の推移を表していただいております。

それから、4つ目の被保険者数でございますが、こちらは年々、平成30年度ですと3万5,426人、来年度の仮算定をする際には3万5,166人ということで、平成30年度から比べて13.9%、被保険者数が減っているという状況でございます。

参考までに、社会保険に加入された人数、それから75歳の後期高齢者医療へ移行された人数も入れさせていただきます。

また、こちらの被保険者数につきましては、来年10月からまた社会保険の適用拡大ということで、100名を超える事業所、それから2024年度にはまたさらに、今度は50名を超える事業所が社会保険の適用拡大になるということで、こちらのほうでも国保から社保に移行される方が多くいらっしゃるということが想定されます。

次に、資料5を御覧いただきたいと思えます。こちらは、平成30年度に策定させていただきました第2期多摩市国民健康保険の運営に関する指針の概要版になっております。繰り返しになりますが、こちらの指針の概要について簡単に御説明させていただきます。

まず、多摩市国民健康保険財政運営を取り巻く状況ということで、1つ目といたしましては、毎年10億円を超える金額を一般会計から繰り入れている状況、それから2つ目といたしましては、被保険者の年齢層が高く、1人当たり医療費は増加傾向にあること、3つ目といたしましては、国保制度改革によりまして東京都も共同保険者になったということで、財

政健全化計画を策定して、法定外繰入を計画的・段階的に削減・解消することが求められているということになっております。

そのような状況の中で、保険者機能を強化して安定的な運営を目指していくということで、被保険者の健康の保持・増進、それから医療費の適正給付、それから財源の確保、この3つの項目を推進して保険者機能の強化を目指していくこととしております。1つ目の被保険者の健康の保持・増進では、疾病の重症化予防といった保健事業を推進して被保険者の健康の保持・増進を図って、医療費の適正化を目指していく。2つ目の医療費の適正給付というところでは、レセプト点検の強化、ジェネリック医薬品の利用促進などの取組を進めていく。3つ目といたしまして、財源の確保。こちらは、納税環境の整備とか、それから保険税率の見直しなどを進めて法定外繰入の抑制に努めていくといったことを示させていただいております。

裏面を御覧いただきたいと思います。こちらは、その3つの項目の各具体的な取組を示させていただいております。右側の欄が、3つ目の財源の確保になっております。この具体的な取組後、こちらが本日以降御議論いただく保険税率の見直しということで、第2期指針の中では、毎年示されるこの標準保険料率を参考に保険税率を見直していく、改定率については、前年度比4%増を基本としていくこととしております。

ただ、昨年度につきましては、コロナの影響が見通せない中で、被保険者の方に新たな負担を求めるということではなくて、市民生活を支えていくという視点から、1%増という改定をいただいたのですけれども、改定を据え置いたという状況でございます。

先ほど申し上げました医療費の増加、それからコロナの影響というものが限定的なものであったということも含めまして、来年度の保険税率の見直しについて、今日はその方向性について委員の皆さんの御意見を頂戴できればと考えております。来月の12月の運営協議会で正式に市長のほうから、見直しについてということで諮問をさせていただければと考えておりますので、今日は御意見をいただければと思います。

以上でございます。

○下井会長 どうもありがとうございます。

では、まずこれまでの資料1から5に関する御質問はありますか。特になければ、議論のほうに進みたいと思います。

これは、来月の運営協議会の会議のときに諮問をいただいて、それで議論ということになるとは思いますが、実質的に議論できるのは何回ぐらいになりそうですか。

○松下保険年金課長 今日の意見交換を含めて、12月、1月、それから2月の初旬に答申書の取りまとめをお願いするという予定で今考えてございます。

○下井会長 分かりました。

お願いします。

○川又委員 ちょっと医療費を教えてくださいませんか。昨年、コロナの影響で、健保組合は医療費が大分下がったんです。それと同時に人間ドック・検診も、検診室が閉鎖されたという関係もありまして下がったのですが、どのくらい医療費が下がっていますか、令和2年度で。

○松下保険年金課長 令和元年度の多摩市の1人当たり医療費が36万776円で、令和2年度についてはこちらは34万5,779円ということで、4.2%ほど落ちていると。特定健診の受診率も、令和元年度は54.2%ぐらいだったのですけれども、それが47.数%というところまで落ち込んでおります。

○川又委員 今年度は元に戻っていますか、医療費は。

○高橋国保担当 戻り切ってはいないです。

○川又委員 戻り切っていない。そうですか。

○松下保険年金課長 医療費のほうは、逆に対平成30年度、それから令和元年度で見ても、今年度のほうが1人当たり医療費ということでは上回って、伸びてきているという状況です。

○川又委員 令和元年度と令和3年度は。

○松下保険年金課長 そうですね。

○川又委員 令和2年度はあまり参考になりませんから、令和元年度と令和3年度。

○松下保険年金課長 令和2年度は参考にならないので、平成30年度と令和元年度をそれぞれ単年度の数字でぶつけると、そちらの実績よりも令和3年度のほうが伸びているということです。

○川又委員 伸びてきましたか。

○松下保険年金課長 はい。

○川又委員 分かりました。

あと、法定外繰入は、令和3年度は、答申では上げるという話だったわけですがけれども、それを据え置きましたよね。

○松下保険年金課長 はい。

○川又委員 その結果、令和2年度と令和3年度で法定外繰入はどのくらい増えたのですか。

○松下保険年金課長 1億2,000万円程度です。当初予算ですと、それぐらい影響が出てくると思います。

○川又委員 令和4年度を見ると、1億800万円ぐらい増えるということですか。

○松下保険年金課長 はい。

○下井会長 お願いします。

○齊藤委員 今の関連で、医療費が少し戻ってきているというお話でしたけれども、それは受診件数が増えてきているということですか。

○松下保険年金課長 受診件数自体は、平成30年度、それから令和元年度と比べると減ってはいるのですけれども、1人当たりの医療費のほうが高額化しているという状況です。

○齊藤委員 なるほど。重症化しているということですかね。

○松下保険年金課長 そうですね。受診控えによって悪化して重症化しているのかどうかというところまではちょっと分析できていないんですけれども、1人当たりの月当たりの医療費というのは伸びています。

○下井会長 それは構造的な問題なんですか。年齢を重ねているからとか、それとも一時的にコロナの影響とかというのはあるのですか。

○松下保険年金課長 構造的な部分も多少はあるかと思いますが、やはり、令和2年度は受診控えがあったのですけれども、それが一定程度受診するようになってきた中で、医療の高度化で医療費、診療報酬自体がどの程度影響しているのかというところまでは具体的には御説明できかねます。

○下井会長 お願いします。

○大井委員 1人当たりの医療費が増えているということは、重篤化していると考えていいんですかね。コロナでみんな診療控えをして、そのために病状が悪化している。それで医療費が高くなっているということなんでしょうね。

○松下保険年金課長 一概には申し上げられないところです。

○大井委員 そうとも言えないですか。

○伊藤保健医療政策担当部長 そういうこともあるかとは思いますが、いろいろな要素が絡み合っているとは思いますが。一言で、それが全てとはなかなか言い切れないというところはあるかなと思います。ずっとルーチンで検査結果を見ていけばそれほど重篤化し

なかったものが、おっしゃるように、コロナの影響で重篤化しているようなケースも多分あるとは思いますが。ただ、それだけが全てというところでは多分ないと思いますので。

○大井委員 全体的に、一般の病気の方が診療を受ける機会というのは減っていますよね、少なくともニュースなどで聞いている限り。

○伊藤保健医療政策担当部長 そうですね。はい。それは入っています。

○大井委員 それは……。

○松下保険年金課長 レセプト件数自体は減っています。

○大井委員 減っているんですね。

○松下保険年金課長 はい。

○伊藤委員 コロナ対策で、検査等で余計な医療機関の費用がかかっているということでもないんですか。PCRとか、要するにコロナでないことを確認しながら診療しないといけないとかという……。

○松下保険年金課長 そちらのほうは、それが保険診療か保険外診療かというところもあるかと思いますが、ここはもうあくまでも保険診療部分だけの伸びになっています。

○伊藤委員 そうすると、あまりそこには影響していないはずということか。

○松下保険年金課長 はい。

○伊藤保健医療政策担当部長 ちょっと余談かもしれませんが、昨日のニュースでも、日本医師会のほうが、本体単価をこういう状況だから上げてくださいと、補助金・交付金等での対応では限界があるというお話がされている一方で、健保連のほうでは、そういうことは補助金等に対応すべきであると、濱谷保険局長のほうに昨日そのような申入れをしたようなことはニュースでもやっておりましたけれども、そちらの医療費本体の金額を上げていく方向が医師会のほうでは希望されている一方、健保さんのほうでは当然その負担が増えるわけなので、そういったものは引き続き補助金・交付金で手当てをすべきだみたいなところで、そこはどうしても国保の構造と同じように、そのところは今まで同様に、どちらの方向へ行くのが望ましいかというのが、一つ大きなことでは皆様方にもちょっとお聞きいただきたいというところではあるかなと思います。

ちょっとその話にもあったかと思いますが、人数のところは、資料4を御覧になっていただければと思います。先ほどちょっと説明もあった人数のほうも、コロナにかかわらず減少しておりますので、もう御承知のように、言うならば、多少いろいろな意味で余力がある方、働くことができたりとかという方は社保のほうとか協会けんぽさんのほうに流

れていくというところで、国保に残られている方というのは、いろいろな意味で大変な方が最終的に残っているような状況というのが見受けられると思います。この傾向はずっと続くと思いますので、そういう意味では国保の負担感というのは重くなっていくと、ある意味、加速度的に重たくなっていくとは言えるかなと思います。

○下井会長 お願いします。

○齊藤委員 資料3のところと今のお話は関連するのですが、被保険者1人当たり総所得金額は少し上がっているというお話がありまして、ごく一部にコロナの影響があったという課長の御説明でしたけれども、年金生活者にはあまり影響がないところなので、逆に言うと、どういう層のところか、どういう方たちのところが厳しかったのか。減免申請などを見ても、かなり増えていますよね。その辺はどういう具合に見ていらっしゃいますか。

○松下保険年金課長 影響を受けているというところが、自営業者、特に飲食業を運営されている方、それから、これは印象なんですけれども、タクシードライバーの方とか、あと通訳をやられている方ですね。もう海外から人が来ないというところで、通訳の方はもうかなり大きな打撃を受けているところです。

○伊藤保健医療政策担当部長 フリーランスの方とかですね。文化関係とか、今の観光文化とか、そういう関係のフリーランスの方を中心に、演劇とか、そういう方を中心に、非常に影響は大きいのかなと思います。

○齊藤委員 そういうお話を聞くと、そういう方たちが物すごい人数を占めているわけではもちろんないのしょうけれども、少しでも上がっているというのは、それは逆に言うと、なぜなのでしょう。何となく、ニュースを見たり、いろいろ実感としては、同じか、ちょっと下がるのかなという思いを持っていたのですが、これはそうでもないのです。そうすると、この数字のロジックとは何なのかなと、ちょっと何かその辺りが自分の中では混乱しているのですけれども。

○松下保険年金課長 今回のコロナの中で、所得格差が増幅されたというのは、業種によっては、ITとか、そういった関連の業種の方というのは、テレワークとか、そういったものの普及でかなり業績を上げられたというところもございますので。

○齊藤委員 なるほど。

○松下保険年金課長 そういうフリーランスの方とか、あとは年金プラス少しアルバイトで警備の仕事とかをしている方とかというのは逆に、今年はそうでもないのですけれども、令和2年、一番最初の緊急事態宣言のときには、商業施設が全て閉まったというところもあ

りますので、だから逆にそこで警備とかのアルバイトで働かれていた方々というのは、そこで一切収入がなくなっている方というのがかなりいたんです。でも、今年に入ってから商業施設等が閉まるという状況はないので、その部分については回復はしてきているのかなど。

○伊藤保健医療政策担当部長 今のお話はとても重要なポイントだと思います。ここでは総所得というのは、ある意味、平均値的なところを出しておりますけれども、その偏りとか、中央値をしっかりと見て、どういう方々が一番多い層で、実はおっしゃるような比較的高所得の方が、数人だけでも、多く偏っているというグラフの山になっているかというのは、ちょっとしっかりと分析しなければならないと思いますので、別途、そこが分かれば改めてお示しさせていただければと思います。

○齊藤委員 令和3年度の金額だと、中途の平均値ですか。令和3年度ということは、今は令和3年度ですよ。

○松下保険年金課長 これは、令和3年度の確定の保険税を算定する際の令和3年度ということになっておりますので、この令和3年度は、令和2年中の収入ということで見ただけだと思います。

○齊藤委員 分かりました。

○下井会長 津布久委員。

○津布久委員 社労士の相談会というのがあって、そちらにも同じようなことがあったので報告したいと思うんですけども、今、国保に入っていて国民年金に入っている方が、ここでちょっと制度改正とかがあって、今までは8万8,000円、34分の3だから30時間以上の方が、いわゆる厚生年金とか健保に入れる制度だったのでですけども、それがだんだん緩んできて、みんな働かせようという指針もあるわけなんですけども、20時間以上、8万円以上で、今までは500人以上の企業とかあったのですが、その制度がだんだん崩れてきて、今の方も相談は、会社で厚生年金に入れるようになると、健保も入れるのか、どっちが得だか、試算してくれという。それは計算上今お示ししてきたんですけども、国保に自分で入る場合と、健保に入ったほうが得かということでやって、その掛金のことについては、半分、企業の場合は負担するわけなので、今日の方については、計算すると、またぐっと得というのがあるし、将来、国民年金だけだと基礎年金ですけども、それ以外の厚生年金ももらえる。自分で納めたものが自分でもらえるようになるのだという話。それと、傷病手当とか出産手当金というのが健保協会のほうから出るんです。国保から抜けてそっちのほうがいいですねという結論で終わった。

つまり、ここで資料4に書いてある、被保険者数がどんどん減ってくるというのは、そういう雇用、いわゆる社保の制度も変わってきているので、国保にいるよりは健保とか厚生年金に行ったほうが良いという方がだんだん増えてくるという傾向にあるわけですね。というのは、そうやって働きながらやっている人がどんどんどんどんそちらに移行してしまうと、母体数の被保険者数が減ってくるということになると、今までかかっていたものを人数で割るわけですから、当然1人当たりが増えてくる。こういう傾向にあるかなと思って今発言させてもらったのですけれども、現実はそのようなことであるので、被保険者数は、今は国保の対象者であっても、どんどん、自分で勉強したり相談したりして、増えていく傾向にあるという報告をちょっとさせていただきたくて発言させていただきました。

○下井会長 ありがとうございます。

お願いします。

○川又委員 多分、国保さんには有利な話かもしれないんですが、健保法が改正になって、来年1月から任継の保険料が健保独自で決められることになっているんです。今まではうちの健保で、全従業員の平均給料が今うちは34万円なんだけれども、34万円の人が任継になった場合は34万円で保険料を算定するんですよ。今度、では健保で退職時の給料で任継をやりますよと決めれば、それはできることになるんですよ。そうすると、例えば社長さんとか高給取りの人が任継をやるとすると、100万円で100万円の保険料にかかるということ。では国保と比べてどっちが得か。今は損得なんですよ。国保に入ったほうが得なのか、健保で任継で残ったほうが得なのかと。

例えば、100万円の社長さんが健保の任継をやると100万円の保険料を取られてしまうから、では国保に移ろうという人も出てくると思うんですよ。そうすると、前年度収入ですから、国保からすると、それは相当保険料が取れるというプラスアルファがあるんじゃないですか。ほかの健保の状況を聞いたら、4分の1が退職時の報酬にすると書いていました。だから、相当の人が、従来任継でやる人がここに移ってくるということがあると思うんですよ。

○松下保険年金課長 そうですね。今、逆に任意継続だと、初年度は国保のほうが高いんですね。

○川又委員 前年度収入ですから。前年度収入の国保の料率と任継の100万円の保険料と、どっちが得かという話になってくると思うんですよ。

○松下保険年金課長 そうですね。

○川又委員 ただ、もう一つは、今度は、任継は基本的に途中でやめられないんですけれども、自分で任意でやめることができるようになりましたから、途中で国保がいいという話も出てくると思うんですよね。

そういうことが来年1月施行になりますから、それから変わってくるかなと思うんです。そうすると、国保さんに高額所得者の、前年度の所得の高い人が入ってくる可能性もあると思うんです。

あと、介護は、これはもうある程度確定なんですか、8万3,000円と。

○松下保険年金課長 これは、また最終的に、今年の年末にもう一度確定係数が国のほうから示されることになっています。

○川又委員 これは減ることは間違いなくないですよ。

○松下保険年金課長 それはないですね。

○川又委員 必ず増えますよね。

○松下保険年金課長 介護は必ず増えてきますね。

○川又委員 あと、団塊の世代が今、国保に前期で入ってきていますから、これから2025年から今度はその方がどんどん後期に流れていきますから、そうすると前期は減るかもしれないけれども、後期納付金がどんどんどんどんまた増えてくるということになりますよね。

○松下保険年金課長 そうですね。

○浅井委員 よろしいですか。

○下井会長 お願いします。

○浅井委員 先ほど話題になりました総所得金額の推移が、今後の諮問に対してどうするかという大きな比重を占めてくると思うんですけれども、2.4%増ということで、肌感で申し訳ないけれども、先ほど言った飲食の人たち、僕の周りの人々はコロナのことで大分所得は減っている。医療機関にはちょっと申し訳ないけれども、医療のどの課も、もちろん個人でやっている方たちで国保の方も結構いるので、みんな収入・所得は減っているのですけれども、全体ではちょっと上がっているというのは、そこが、齊藤委員と一緒に、なかなか私もよく分からないところではあって、先ほど課長のIT関係はという話がありましたけれども、ITの方々は国保に結構いるのかどうかというのも私は全く分かっていないんですけれども、ここの上昇率というか、減っていないということが、今回の諮問で、予定どおり4%ですか、アップさせていくという議論になっていくかもしれないので、この辺りの理

論根拠というか、その詳細がもうちょっと分かれば今後いいなというのは、次回からのこの会議で分かればいいなというのはちょっと思います。

○下井会長 そうですね。ありがとうございます。

どうぞ。

○松下保険年金課長 今回の資料は、もう1人当たりの総所得金額という形でお示しさせていただいているのですけれども、昨年の運営協議会で今回の見直しに当たって議論していただいたときに、この所得階層別の状況、例えば所得ゼロの方が世帯に何人いて、割合としては何%というようなところ、こちらのほうにまた今年度の状況も併せて次回お示しさせていただきますればと思いますので。

○浅井委員 分かりました。

○川又委員 多分、団塊の世代がどんどん今国保に入ってきているのではないですか。団塊の世代というのは、結局、多くはサラリーマンだと思うんですよ。そうすると、サラリーマンは年金収入がありますから、その団塊の世代がどんどん国保に移ってくると、標準報酬、年金としての収入が増えてくると思うんですよね。その道にあるのではないですかね。

○松下保険年金課長 そうですね。国保被保険者の構成に関わってくるのかなと思っています。

○川又委員 そうですね。

○伊藤委員 支出も増えてきてしまうわけですね。要するに、高齢者が入ってくるところで、結果的には出ていくほうも増えるという話にはなってしまうということですね。

○松下保険年金課長 そうです。

○川又委員 去年の答申で1%でしたか、2%でしたか。

○松下保険年金課長 1%です。1%の増改定というところでした。

○川又委員 据置きだと。

○松下保険年金課長 据置きの判断をさせていただいたと。

○川又委員 分かりました。

○松下保険年金課長 また次回以降、正式に諮問させていただくという状況の中で、先ほどありましたけれども、こういう資料が欲しいとかということがあれば、事務局のほうにお伝えいただいて、極力お示しできるような形で。また次回には、去年ですと26市中21市が改定をしていないという状況で、今回の仮算定結果を受けて各市どういう動きになってくるのかというところが、次回の運営協議会の中ではある程度の方向性はお話しできるのか

などと思います。

○下井会長 これは、第2期の指針では、改定率は基本4%とするということになっていて、今日はちょっと方向性、皆さんの肌感覚みたいなものもちょっと議論できたらなと思うんですけども、さっき川又委員もおっしゃっていたように、前は1%でこれを出したのですけれども、市長が見送りという形になりました。

一応、資料3にあるように、判断基準となるのは、被保険者1人当たり総所得金額の推移であったり、4番目の新型コロナウイルス感染症の影響による保険税減免状況というところになってくるかと思うんですけども、先ほど課長がおっしゃったように、こういう資料が欲しいというのがもしあれば、その判断材料として、おっしゃっていただけたらと思います。あと、肌感覚として、4%の基本をどうするかみたいなところの御意見等がもしあれば、おっしゃっていただけたらと思います。

○齊藤委員 前年度も出していただきましたけれども、生活保護の申請状況とか、それから社会福祉協議会への貸付金の申請件数、ああいうところは同様に資料があるといいかなと思います。

○松下保険年金課長 かしこまりました。

○下井会長 ありがとうございます。

この資料3にあります、例えば3番目の総所得金額の推移とか、あと4番目の減免決定割合というのは、ほかの市町村でもあまり変わらないんですかね。川又委員がおっしゃったように、団塊の世代が終わって入ってきて、ちょっと所得高めに出ているみたいところで、全体的に変わらないんですか、あまり、ほかの市町村とは。

○松下保険年金課長 そうですね。他市の細かい数字までは見てはいないのですが、他市の課長と話をしたところだと、コロナの影響というのは出ていないということが各市共通の考え方です。だから、本当に昨年度はどういう状況になるのかなというところだったので、実際、確定申告を受けて、蓋を開けてみたら対前年度より若干伸びていたというので……。

○川又委員 令和3年度の1人分の所得というのは、令和2年の所得に対するものが令和3年度に出てくるんですね。

○松下保険年金課長 そうです。令和2年の所得に対する令和3年度の賦課という形です。

○川又委員 だから、令和2年度は、コロナが始まってずっと大騒ぎしているときでも上がっているということですね。

○松下保険年金課長 そうですね。

○齊藤委員 ある意味で格差が出ているということで、広がっているということですよ。その辺が、どのくらいあるのか。

○松下保険年金課長 だから、よく言われるのは、本当に格差が生まれているのではないかというようなところは言われているんですけども。

○齊藤委員 そういう懸念はありますよね。多分、サラリーマンだった方が国保に加入されてくれば、当然それなりの年金額になろうかと思えますので、そこは上がる要因ですよ。でも、片方でコロナの影響を受けてかなり減収で落ちていく人がいるという、それでも全体をならずと若干上がるというのは、やっぱり格差がかなり……。これは物すごく悩ましいですよ、税率を考えるとときというのは本当に。

○川又委員 個人事業主とか、前年度の商売から下がった人は、補助金をもらいましたよね。

○松下保険年金課長 はい、持続化給付金。

○川又委員 あれは所得に入っているんですか。

○松下保険年金課長 それも所得に入っています。申告上は入っています。

○原委員 そうですね。だから上がったのではないですか。要は、商売をやっている方が助成金をもらって、それを所得に数えるから収入が上がって、その助成金がもしなければ、実際の所得はもしかしたら上がっていないかもしれませんね。

何か、聞いた話によると、自営業者でも、その助成金をもらうことによって逆にふだん商売しているよりもプラスが出た方とかも実際いらっしゃるそうなんです。本当に小さなお店で、そんなにお客様も入らなくて、でも助成金はそういう、今回そんな細かい線引きをしていなかったじゃないですか。なので、結果プラスだったという話も何か聞いたことがあるんです。なので、もしかしたらその助成金をカウントしたから、実際は所得に数えるのであれば、これが上を行ったのかなと、ちょっと思いました。

○川又委員 それは個人事業主ですよ。

○原委員 そうです。

○川又委員 法人の場合はそうならないですよ。

○原委員 ならないです。

○川又委員 法人の所得になってしまうから。

○原委員 国保というのは、個人事業主というか、自営業者しか入らないので、もしかしたらそうかなと思ったんです。知識がなくて申し訳ないんですけども、整骨院ってあるじゃ

ないですか、柔道整復師さん。それには国保は使えるのですか。

○松下保険年金課長 国保は使えます。その保険適用の考え方というのはあるのですが、けがとか、そういったものと、保険適用になるというケースがあります。

○原委員 では、全部が全部なるのではなくて、外傷性のものだけが適用されるということですか。

○松下保険年金課長 そうですね。例えば、疲労とかで肩凝りするとか、腰痛がするとか、それはもう保険適用にはならない。

○原委員 そうなんですか。でも、実際には、お年寄りには1回500円でもめるとか、そういうのをよく聞いたりすることがあるので、国保というのは、私たち健康保険組合ではそれを認めていないんです。ほとんど柔道整復師はもう駄目ですよと。ごく一部のものしか認めていなくて、外傷性のものだけ認めていて、基本、疲れて、私も疲れてマッサージで保険が利くならやっていただきたいのですけれども、それは駄目ですよということで、医療費の適正化に努めているのですけれども、国保も同じように、もしされていないとすれば、何かそこはきちんと是正したほうが医療費が膨らまないのかなと個人的には思うんです。割と国保は自由に使っているよみたいなことを聞くには聞くんですよ。

○松下保険年金課長 その柔道整復師の関係に関しては、平成24年ですか、柔道整復師の診療費の一部が反社会的勢力に流れているというような報道があって、国のほうがその適正化を求めています、長期とか、あと多部位、そのような施術は点検を強化しています。

○原委員 そうですよ。部位転がしというんです。

○松下保険年金課長 やっている方については、どういう経緯でけがをされたのかとか、こういう診療の明細が上がってきているのですけれども、これは正しいですかというアンケート調査を毎月やらせていただいて、その適正化については今取り組んでいるところです。

○原委員 そうなんですね。なので、健康保険組合はすごくもめるので、本当にそこが、いや、何でも「捻挫」と書くんですよ。そんなに簡単に捻挫するのかなと個人的には思うんですけれども、肩から腰から足に捻挫が移るんですよ。それは、ただ単に疲れてマッサージしてもらっているだけではないのかなと個人的には思うんです。

ただ、健康保険組合より国保は甘いというのはちょっと聞いたことがあったので、医療費削減という意味では、そこをもうちょっとやられたら医療費は減るのかなとちょっと思いました。

○松下保険年金課長 そうですね。それと、柔道整復、あんま・はり・マッサージ、それに

については、2次点検を実施するしないというのは、今は各保険者に判断が委ねられているところで、多摩市に関しましては、そこは民間業者に委託いたしまして、そこに請求として上がってきた申請書に関しては全件チェックしているという状況です。

○原委員 そうなんですね。

○下井会長 お願いします。

○津布久委員 すみません、全く関係ない方向でお尋ねしたいのですが、先日、特定健診というものを受けてきたんです。前にもちょっと聞いたと思うのですが、心電図のものがオプションになりましたよね。それで、200円弱ぐらいの金額だから払ってやってきたのですが、特定健診は予防医学なので、どうして心電図を外してしまったかなと。心筋梗塞で一応データとしては有効ではないかな。身長・体重などはもうそれなりの自覚があると思うんだけど、心電図というのは、機械でやってもらわなければ分からないものですから、私もここではスマートウォッチで心電図とか心拍数とかは自分では測っていますけれども、特定健診というところからあれは外したのはいつぐらいなのか。それで、外した経緯というのは何かあったのですか。

○松下保険年金課長 もともとその特定健診を実施するようになったのが平成20年度からなんです。それで、こちらの特定健診については、メタボリックに視点を当てた、生活習慣病予防ということで、メタボリックの検査ということで、今、検査項目の中には心電図は入っていないんです。特定健診を実施する中で、医師が必要と判断した方については、心電図をプラスアルファで受けていただくという形になっています。

○津布久委員 血圧が高いとかという自己申告をすると、やってもらえるものですか。

○松下保険年金課長 あれは、受けたいと言っても駄目なんです。

○高橋国保担当 検査結果です。実際にその場で測定した血圧が、国が定めた基準を超えていれば、それで医師が判断するという形で、それは多摩市に限ったものではなく、今始まったものでもなく、ずっとそういった基準でやっていたのですが、それを割と厳格化というか、国の基準にきちんとのっとってやるようにしようということでやっている感じです。

○津布久委員 なるほど。そうすると、他市もみんな心電図自体は有料なのですか、今は。

○高橋国保担当 ただ、それを市で助成したり、医師会が助成したり、どこかからお金が出てやっているという可能性はあります。

○津布久委員 そういうことなんですね。ちょっと社労士同士でそういう話をしたら、「うちと違ったよ」とかというところもあったものですから、ではちょっと確認しておかなければ

ばいけないなと思ったので。分かりました。ありがとうございます。

○下井会長 ありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。お願いします。

○浅井委員 昨年度のこの会議で、附帯意見、附帯要件という、社会状況を十分勘案して決めようということで、結構ここでかんかんがくがくではないけれども、すごく、上げる上げないで随分話したのを覚えているのですけれども、今回諮問が下りて、また皆さんで話したときに、それからのかなという感じがするのですけれども、4%にするのか、それとも健全化にのっとなって1%にするのか、いろいろな意見があったと思うので、そのときに事務方の行政さんのほうから資料を頂いて、それでみんなの意見が出ればいいなというのと、事前に資料を見てそういう意見が言えればいいかなと思っています。

○下井会長 ありがとうございます。特に必要な資料とかがもしなければ、では事務局のほうで用意していただいて、適宜お願いします。

○松下保険年金課長 そうですね。なので、先ほど齊藤委員からございました生活保護の申請件数とか、あと社協の貸付けの件数、そういったものは御用意させていただきます。

資料作成の関係で、次回運営協議会は12月16日の木曜日を予定しているのですが、今月いっぱい、もしこういう資料ということがあれば、事務局のほうに、お電話でもメールでも構いませんので、御連絡いただければと思います。

○下井会長 ありがとうございます。

○浅井委員 すみません、12月にちょっとほかの会議があるので、その後の諮問までのスケジュールというのは決まっているのでしょうか。

○松下保険年金課長 12月16日に諮問をさせていただきますして、そちらでまず1回。それから、1月20日の木曜日、こちらで再度審議をしていただく。2月3日にもう1回、運営協議会を予定させていただいているのですけれども、そちらのほうでは、答申書の内容、そういったものを確認していただければと考えています。なので、1月の運営協議会で、ある程度の方向性を決めていただければと考えています。

○下井会長 では、この2月3日の取りまとめというのは、ほぼ確定という形ですね。

○松下保険年金課長 そうですね。

○浅井委員 全員参加ですか。

○下井会長 全員参加。2月3日はこの協議会ですものね。

○松下保険年金課長 そうですね。

○浅井委員 2月3日も協議会、国運協という形で。

○松下保険年金課長 はい。

○下井会長 これはいずれも午後1時半からということ。

○松下保険年金課長 はい、1時半からです。

○下井会長 何かほかに御意見、何かございますか。

分かりました。

では、その他、事務局のほうで何か御連絡はありますか。

○松下保険年金課長 次回の開催なんですけれども、12月16日1時半から、場所はこの隣の第二庁舎の会議室で開催させていただければと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○下井会長 ほかに何か御意見、御質問等はございますでしょうか。

それでは、これで第4回の協議会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午後2時32分 閉会

上記議事録は事実と相違ないことを認めここに署名する。

多摩市国民健康保険運営協議会 会 長

委 員

委 員